

事務連絡
平成29年12月26日

一般社団法人
日本マンション管理士会連合会会長 殿

国土交通省住宅局
市街地建築課マンション政策室長

住宅宿泊事業施行要領（ガイドライン）の周知依頼について

本年6月に住宅宿泊事業法が成立し、公布されました。

法の施行は、平成30年6月15日ですが、その準備行為としての住宅宿泊事業の届出手続は平成30年3月15日から開始される予定です。

分譲マンションにおいては、住宅宿泊事業法に伴う「マンション標準管理規約」の改正を平成29年8月29日に行い関係機関に通知及び公表するとともに、平成29年10月27日に公布されました住宅宿泊事業法の政省令においては、届出の際、住宅宿泊事業を禁止する旨の管理規約が無いこと（管理規約上に、住宅宿泊事業を禁止するか否かが明確に規定されていない場合には、管理組合の総会・理事会決議を含め、管理組合として住宅宿泊事業を禁止する方針が決定されていないこと）を届出の際に確認することと位置付けたところで

す。

本日付けで国土交通省住宅局長から、住宅宿泊事業施行要領（ガイドライン）を貴団体の長に通知したところですが、同要領において、上記届出についての解釈及び留意事項等についても定めておりますので、管理組合等への周知につき特段のご配慮をいただきますようお願い致します（分譲マンションにおける届出事項関係については p.14・17に記載しております。）。

国住マ第45号
平成29年12月26日

一般社団法人
日本マンション管理士会連合会会長 殿

国土交通省住宅局長



住宅宿泊事業法施行要領（ガイドライン）について

民泊サービスの適正な運営を確保しつつ、健全な民泊の普及を図ることを目的とした住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）が、第193回国会で成立（平成29年6月16日公布）し、平成30年6月15日に施行される予定です。なお、住宅宿泊事業の届出等の準備行為については、平成30年3月15日から施行される予定です。

この度、住宅宿泊事業法及び関係の政省令に関する規定の解釈及び留意事項等について、別紙のとおり策定致しましたので、ご承知おき下さいますようお願い致します。